

番号	2
項目	ひき続き、育鵬社改訂版「新編あたらしい日本の歴史・公民」は採択しないでください。
(回答) 教科書採択における調査の観点や選定の基準につきましては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画などに基づいて、作成されております。日本国憲法や教育基本法、大阪市教育振興基本計画などに則り、個人としての尊厳を重んじ、尊重するような配慮、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことについての配慮が含まれるものと考えます。 また、文部科学省の通知において、「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」とされていることから、文部科学省の検定を経たすべての教科書の中から、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正な採択となるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9186

番号	3
項目	アジアの一員としてふさわしい歴史認識が得られる歴史教科書を採択してください。
(回答) 大阪府教育委員会教育長からの、令和6年4月17日付け教小中第1245号「義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書採択について（通知）」の答申に示されているとおり、市町村教育委員会における採択の基準については、採択地区の教育的諸条件を勘案し、採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や生徒の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択することとされております。 また、大阪市立小・中学校及び義務教育学校で使用する教科書については、選定委員会の厳正かつ公正な調査研究を経た答申を参照し、採択権者である教育委員会の判断と責任により採択いたします。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9186